

議案第19号

つくばみらい市立公民館条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立公民館条例（平成18年つくばみらい市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（公民館運営の審議）

第16条 つくばみらい市社会教育委員は、公民館の運営について調査審議するものとする。

第17条中「並びに審議会の組織及び運営」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1公民館運営審議会の項を削る。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

社会教育法に基づく社会教育委員会議及び公民館運営審議会において、公民館に関する審議内容は、今後社会教育委員会議で審議することから、公民館運営審議会を廃止します。これに伴い、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表から公民館運営審議会委員の報酬を削除するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立公民館条例(平成18年つくばみらい市条例第117号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(公民館運営の審議)</u> 第16条 つくばみらい市社会教育委員は、公民館の運営について調査審議するものとする。</p> <p>(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営_____に _____に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p><u>(公民館運営審議会)</u> 第16条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>審議会の委員は17人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>審議会の委員が第2項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合は、教育委員会は、その任期中であっても解嘱することができる。</u></p> <p>5 <u>委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。</u></p> <p>6 <u>審議会の事務は、谷和原公民館において処理する。</u></p> <p>(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営<u>並びに審議会の組織及び運営</u>に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表(附則第2条関係)

改正案					現行				
別表第1(第2条、第6条、第7条関係)					別表第1(第2条、第6条、第7条関係)				
職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)	職名		報酬区分	報酬額	旅費(相当する職)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)